

第41回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

目次

事業報告	
NTTグループの現況に関する事項	
主要な事業内容	1
主要な拠点など	1
従業員の状況	1
NTTグループの財産および損益の状況の推移	2
当社の財産および損益の状況の推移	2
会社役員に関する事項	
責任限定契約の内容の概要	3
会計監査人に関する事項	3
業務の適正を確保するための体制などの整備についての決議の内容	4
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	8
連結計算書類	
連結持分変動計算書	11
連結注記表	12
計算書類	
貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38
個別注記表	39
監査報告	
会計監査人の会計監査報告	45

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

事業報告

NTTグループの現況に関する事項

主要な事業内容

区分	主要な事業内容
総合ICT事業	コンシューマ通信事業（携帯電話サービス、光ブロードバンドサービス等）、スマートライフ事業（金融サービス、コンテンツ・ライフスタイルサービス等）、法人事業（法人向け通信サービス、ソリューション事業、システム開発事業等）およびそれに関連する事業
グローバル・ソリューション事業	コンサルティング事業、ITソリューション事業、システム・ソフトウェア開発事業、メンテナンス・サポート事業、データセンター事業およびそれに関連する事業
地域通信事業	光サービス事業、法人事業、固定電話事業およびそれに関連する事業
その他（不動産、エネルギー等）	不動産事業、エネルギー事業など

主要な拠点など

1. 当社

- ・ 本社
東京都千代田区
- ・ 研究所

IOWN総合イノベーションセンタ（東京都港区）、サービスイノベーション総合研究所（神奈川県横須賀市）、情報ネットワーク総合研究所（東京都武蔵野市）、先端技術総合研究所（神奈川県厚木市）
※4つの総合研究所の内部組織として14の研究所があります。

2. 重要な子会社等

事業報告の「6.重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

従業員の状況

従業員の人数 344,196名（対前年：2,875名増）

区分	従業員数
総合ICT事業	53,780名
グローバル・ソリューション事業	201,140
地域通信事業	61,567
その他（不動産、エネルギー等）	27,709

NTTグループの財産および損益の状況の推移

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益（億円）	131,362	133,746	137,047	144,091
営業利益（億円）	18,290	19,229	16,496	17,062
税引前利益（億円）	18,177	19,805	15,647	15,819
当期利益（億円）	12,131	12,795	10,000	10,370
1株当たり当期利益（円）	13.92	15.09	11.96	12.61
総資産（億円）	253,089	296,042	300,625	467,213
株主資本（億円）	85,614	98,442	102,216	97,276
1株当たり株主資本（円）	100.44	117.08	123.54	119.47

- (注) 1. 当期利益は、当社に帰属する当期利益（非支配持分帰属分控除後）を記載しています。
 2. 1株当たり当期利益は、1株当たり当社に帰属する当期利益（非支配持分帰属分控除後）を記載しています。
 3. 1株当たり当期利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数により、また1株当たり株主資本は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しています。
 4. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり株主資本の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。
 5. 当社は、2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき25株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり当期利益および1株当たり株主資本について、当該株式分割調整後の数値を記載しています。
 6. NTTグループの連結決算はIFRSに準拠して作成しています。

当社の財産および損益の状況の推移

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益（億円）	13,242	12,950	13,307	11,557
営業利益（億円）	11,494	11,256	11,642	9,771
経常利益（億円）	11,316	11,063	11,394	9,014
当期純利益（億円）	11,529	11,669	11,451	9,219
1株当たり当期純利益（円）	13.23	13.76	13.70	11.21
総資産（億円）	118,059	122,849	119,669	148,924
純資産（億円）	51,941	60,489	64,630	68,857
1株当たり純資産（円）	60.94	71.94	78.11	84.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しています。
 2. 純資産において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。
 3. 当社は、2023年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき25株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産について、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

会計監査人	支払額
有限責任 あずさ監査法人	344百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額などを区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会設置会社移行前の当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

会計監査人	支払額
有限責任 あずさ監査法人	3,827百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は有限責任あずさ監査法人以外の監査を受けています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任します。

上記のほか、監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制などの整備についての決議の内容

当社は、NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役に於て決議しています。決議の内容は以下のとおりです。なお、当社は、2025年6月19日開催の第40回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載は移行後の内容となりますが、移行前においても、監査役会設置会社として同様の体制を整備・運用しています。

－内部統制システムの整備に関する基本方針－

NTTグループは、社会や産業を支えるパートナーとして、世界の人々の安心・安全を支えるサービスを提供するだけでなく、自ら変革を続けることで、人々の生活をより便利に、より豊かにするための新たな価値創造やグローバルサステナブル社会の実現に挑戦し続けます。

これらの挑戦にあたっては、国内外を問わず、法令、社会的規範及び社内規則を遵守することはもとより、高い倫理観を持って誠実かつ効率的に事業運営をすることが不可欠です。

上記を実現するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を制定します。社長は、業務執行の最高責任者として、本基本方針に従い内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施します。

1. 取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

(1) 企業倫理・コンプライアンス

- ①NTTグループ企業倫理規範を策定し、NTTグループ全ての取締役等及び社員を対象に、企業倫理に関する基本方針と具体的な行動指針を示す。
- ②企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、副社長を委員長とする企業倫理委員会を設置する。また、職場におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント防止規程を制定し、講ずべき措置等について定める。
- ③取締役等や社員に対し、企業倫理・コンプライアンスに関する継続的な啓発を行うため、企業倫理研修等を実施する。また、施策の実効性を測るため、意識調査等を行う。
- ④社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- ⑤懲戒規程等を策定し、法令違反や規程違反が認められた場合は、これらに基づき対処する。

(2) 内部通報

より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の企業倫理ヘルプライン受付窓口及び弁護士を活用したグループ横断的な社外の企業倫理ヘルプライン受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。また、監査等委員会への独立通報ルートも設置する。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口及び監査等委員会に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いは行わない。

(3) 内部監査

- ①内部監査活動を効率的・効果的に推進するため、内部監査の実施に関する基本的事項を定めた内部監査規程を策定し、監査対象組織等から独立した社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門はNTTグループの価値を高め、経営目標の達成に資することを使命とし、内部監査規程に基づき、独立・客観的な立場で、ガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制の各プロセスの妥当性・有効性の評価、並びに提言を行う。
- ②内部監査部門は、内部監査計画を策定し、取締役会はこれを承認する。また、内部監査部門は、内部監査の結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。

(4) 情報開示

- ①金融商品取引法その他法令に基づく報告の信頼性の確保について、適切な取り組みを実施する。
- ②NTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図り、投資家等の適正な投資判断に資することを目的として、当社が保有する重要な経営情報の開示統制手続きを規定したディスクロージャー規程を策定する。また、投資家等への情報開示及びIR活動に関する基本方針としてディスクロージャーポリシーを策定・公表する。
- ③当社は、国内外の関係法令および証券取引所規則等に則り、情報開示を行うとともに、NTTグループへの理解を促進するために有用と当社が考える情報については、積極的に開示するよう努める。

(5) サステナビリティ

サステナビリティ委員会を設置し、NTTグループのサステナビリティに関する活動方針やその進捗状況を管理する。

2. リスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、リスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため、リスクマネジメント規程を策定する。
- (2) リスクマネジメントを全社横断的かつ有効に機能させ、全社レベルで強化するため、副社長を委員長とするビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。また、ビジネスリスクマネジメント推進委員会は、リスクマネジメント全般を統括し、全社リスクの特定及び管理方針を決定する。

3. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役等の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役等は、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (2) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。

- (4) 取締役会から委譲された事業執行の円滑な遂行を図るため、執行役員会議や、執行役員会議の下に重要な業務執行に関する委員会を設置する。
- (5) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。

4. 取締役等の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役等の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下同じ。）その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程を策定する。なお、文書は、法令に定めるもののほか、業務に必要な期間保存する。
- (2) 事業において取扱う情報の取得、管理等に関する全ての基本事項を定めるため、情報セキュリティマネジメント規程を策定し、リスクの把握・予防とリスク顕在化時の被害の最小化に向け、情報セキュリティ対策を実施する。

5. NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びNTTグループ会社が、関係法令を遵守し、相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ、適正かつ効率的な事業運営を行い、グループとしての成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 当社は、NTTグループを統括・調整し、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、NTTグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。
- (2) 当社は、NTTグループにおける不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) 当社は、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、ビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定し、NTTグループが一体となってリスクマネジメントを行う。
- (4) 当社は、NTTグループ情報セキュリティ規程を策定し、NTTグループが遵守すべき情報セキュリティに関する基本的な指針や対策の方向性及び具体的な対策を示す。
- (5) 当社は、NTTグループ会社等の経営状況等を勘案し、リスクに応じた内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役等（監査等委員であるものを除く。以下、本項及び次項において同じ。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき専任の社員を配置するため、会社法上の重要な組織として監査等委員会室を設置する。
- (2) 監査等委員会室に所属する社員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を実施する。
- (3) 監査等委員会室に所属する社員の人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

7. 取締役等及び社員が監査等委員会に報告をするための体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役等及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査等委員会に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - ①執行役員会議で決議された事項
 - ②会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - ③月次決算報告
 - ④内部監査の状況
 - ⑤法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑥ヘルプラインへの通報状況
 - ⑦グループ会社から報告を受けた重要な事項
 - ⑧上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 取締役等、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的又は随時に監査等委員会と意見交換等を実施する。
- (3) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、相互に連携を保つ。また、監査等委員会は、必要があると認めるときは内部監査部門に指示を行うことができる。
- (4) 監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (5) 監査等委員会は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- (6) 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- (7) 監査等委員会に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けない。

注：本基本方針において、「取締役等」とは、別段の定めがあるときを除き、取締役、執行役員及び研究開発担当役員のことをいう。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針に基づく、当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めています。

企業倫理については、NTTグループ企業倫理規範及び社員就業規則を社内向けWebサイトに掲載しています。コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対する企業倫理研修を実施するとともに、社内向けWebサイトでは企業倫理上問題となる事例を詳しく解説し、役員・社員の理解度向上に努めています。また、企業倫理に関する社員への意識調査を実施し、企業倫理の浸透度向上に活かしています。

企業倫理委員会は、当事業年度に2回開催され、内部通報窓口である企業倫理ヘルプライン受付窓口に対する申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会に報告しています。当事業年度においては、NTTグループ企業倫理ヘルプライン社外受付窓口に687件の通報があり、法令違反や規程違反が認められた場合は、懲戒規程等に基づいて対処しています。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わないことは、企業倫理ヘルプライン受付窓口運用規程において規定され、適切に運用されています。

内部監査部門は、年間の内部監査計画を取締役に報告しています。また、監査結果については、問題点の改善・是正に関する提言を付して社長へ報告するとともに、取締役会及び会計監査人へ定期的に直接報告・共有し、必要な連携を図っています。

情報開示については、ディスクロージャー規程に基づき、NTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行うとともに、ディスクロージャーポリシーに基づき投資家等への情報開示やIR活動を行っています。

サステナビリティについては、取締役会直下に設置された代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会において、グループ全体の活動方針やその進捗状況を管理しています。

2. リスクマネジメントに関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失を最小限に抑えることなどを目的として、リスクマネジメントの基本的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しています。代表取締役副社長が委員長を務めるビジネスリスクマネジメント推進委員会が中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しています。なお、本委員会は当事業年度において2回開催され、全社的に影響を与えると想定されるリスクの特定及びその管理方針などについて議論しました。

3. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会においては、法令で定められた事項及び会社経営・グループ経営に関する重要事項など、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役等から定期的に職務執行状況の報告を受けることなどにより、取締役の職務執行を監督しています。取締役会は、独立社外取締役8名を含む取締役16名で構成されており、当事業年度において11回開催されました。

会社の重要な意思決定にあたっては、原則として、執行役員会議において審議した上で決定しており、執行役員会議は、当事業年度において37回開催されました。また、執行役員会議の下には、会社経営戦略及びグループ経営戦略に関して課題ごとに議論する委員会を設置し、必要に応じて開催しています。主な委員会と当事業年度における開催回数はそれぞれ次のとおりです。

- ・技術戦略委員会（R&Dビジョン、技術開発戦略、R&D提携戦略）：1回
- ・投資戦略委員会（大型出資案件などに関する投資戦略）：24回
- ・財務戦略委員会（財務に関する基本戦略、財務諸課題への対応方針）：7回

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督の下、権限の分掌を定めた責任規程に基づいて意思決定を行っています。

4. 取締役等の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役等の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書規程や情報セキュリティマネジメント規程を制定しています。これらの規程は社内向けWebサイトに掲載されています。文書（電子媒体に記録されたものを含む。）の保存については、文書の種類によって法令に定めるもののほか、業務に必要な期間保存しています。また、情報セキュリティマネジメント規程に基づき、情報セキュリティマネジメント体制を整備するとともに、関連規則の制定や、各種の情報セキュリティ対策を実施しています。

5. NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社の事業計画・財務報告その他NTTグループの事業運営において必要な事項については、各社からの報告体制を整え、グループ各社の規模や特性に応じ、事業報告や非常勤役員派遣などの手段を通じ、必要な情報を得ています。

グループ会社の財務状況については、四半期決算の状況のほか、月次で親会社に対して適切に報告されています。また、その結果を執行役員会議及び取締役会に報告しています。

NTTグループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、グループ会社に対し企業倫理研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしています。

また、グループ一体となってリスクマネジメントに取り組むため、NTTグループビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定しグループ各社に配布しています。本マニュアルにより、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とする体制を整備し運用しています。

NTTグループ全体の情報セキュリティについては、NTTグループ情報セキュリティポリシーを制定し、その内容をWebサイトで公表しています。また、情報セキュリティに関するリスクマネジメントや課題解決を議論する場として各社の最高情報セキュリティ責任者（CISO）をメンバーとするグループCISO委員会を設置しています。同委員会は当事業年度において2回開催されました。NTTグループでは、「サイバーセキュリティリスクは、重大な企業リスクである」、「サイバーインシデントは必ず起きる、被害の最小化が大切」という考えに基づき、グループ全体でセキュリティ対策に取り組んでいます。

当社の内部監査部門はグループ会社の内部監査を実施するほか、グループ会社の内部監査の実施状況についてレビューを実施しています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役等（監査等委員であるものを除く。以下、本項及び次項において同じ。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査を支える体制として、専任の社員7名で構成する監査等委員会室を設置しており、監査等委員会の指揮命令に基づき適切に業務を実施しています。なお、監査等委員会室社員の人事異動や評価などについては、監査等委員会と調整することとしています。

7. 取締役等及び社員が監査等委員会に報告をするための体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会など重要な会議に出席し、監査等委員会設置会社へ移行前の監査役打合せ会及び移行後の監査等委員打合せ会を当事業年度において32回開催したほか、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役などとテーマに応じた議論を行っています。これらの場において、基本方針に示す職務執行などの状況の報告を受けるとともに必要に応じて提言を行っています。

また、会計監査人ならびに内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの運用状況などについて報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士など外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が適切に負担しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
期首残高	937,950	-	9,726,370	△1,139,170	696,437	10,221,587	1,123,052	11,344,639
当期包括利益								
当期利益	-	-	1,037,032	-	-	1,037,032	45,606	1,082,638
その他の包括利益 (△損失)	-	-	-	-	682,043	682,043	3,008	685,051
当期包括利益合計	-	-	1,037,032	-	682,043	1,719,075	48,614	1,767,689
株主との取引額等								
剰余金の配当金	-	-	△433,963	-	-	△433,963	△22,006	△455,969
利益剰余金への振替	-	1,573,133	△1,401,772	-	△171,361	-	-	-
自己株式の取得及び処分	-	0	-	△204,473	-	△204,473	-	△204,473
支配継続子会社に対する 持分変動	-	△1,549,549	-	-	-	△1,549,549	△648,975	△2,198,524
株式に基づく報酬取引	-	△17,231	-	-	-	△17,231	△10,939	△28,170
非支配持分に付与された プット・オプション	-	△6,060	-	-	-	△6,060	122	△5,938
その他	-	△293	△1,470	-	-	△1,763	42	△1,721
株主との取引額等合計	-	-	△1,837,205	△204,473	△171,361	△2,213,039	△681,756	△2,894,795
期末残高	937,950	-	8,926,197	△1,343,643	1,207,119	9,727,623	489,910	10,217,533

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記

重要な会計方針に関する事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定により、IFRSで求められる記載及び注記の一部を省略しています。

2. 金融資産

認識、分類及び測定

金融資産は、契約当事者になった日に認識し、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、及び(c)損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、金融資産の認識を中止し、連結財政状態計算書から除いています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

貸付金等の負債性金融商品のうち、次の条件をともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルのなかで保有している。
- ・契約条件に基づいて、特定の日に元本及び利息のみのキャッシュ・フローを生じさせる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。なお、提供した財又はサービスに対する対価の支払時期等を考慮すると、貨幣の時間価値に重要性がないことから、重大な金融要素を含まない営業債権については、貨幣の時間価値を調整することなく取引価格で当初測定しています。

また、当初認識後は実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除した償却原価で測定しています。

(b-1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融商品)

社債等の負債性金融商品のうち、次の条件をともに満たすものをその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的とする事業モデルのなかで保有している。
- ・契約条件に基づいて、特定の日に元本及び利息のみのキャッシュ・フローを生じさせる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、売却等により認識を中止した場合、その累計額を損益に振り替えています。

(b-2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融商品)

株式等の資本性金融商品のうち、売買目的ではないものは、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという選択(事後的な選択の変更は不可)を行うことが認められており、金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。「その他の資本の構成要素」に累積したその他の包括利益は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

デリバティブ等の(a)(b-1)(b-2)以外の金融資産は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益として認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を損益として認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融商品)、リース債権、契約資産及び金融保証契約並びに貸出コミットメントについては、下記に基づき、減損損失(損失評価引当金)の額を算定しています。

- ・ 期末日時点で、金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じると予想される信用損失(12ヵ月の予想信用損失)により損失評価引当金の額を算定しています。
- ・ 期末日時点で、金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失(全期間の予想信用損失)により損失評価引当金の額を算定しています。

ただし、リース債権、並びに重大な金融要素を含まない営業債権及び契約資産については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しています。

3. 棚卸資産

評価基準

棚卸資産は、通信端末機器、材料品、仕掛品、及び貯蔵品で構成されており、取得原価と正味実現可能価額(NTTグループが通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定した金額)のいずれか低い価額で測定しています。

評価方法

通信端末機器及び材料品の原価は、主として先入先出法により評価しています。仕掛品の原価は、主として顧客との契約に基づくソフトウェア製作及び販売用不動産の建築に関して発生した人件費及び委託費等を含む未完成の製造原価です。貯蔵品の原価は、総平均法又は個別法により評価しています。

4. のれん

償却は行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しており、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

5. 有形固定資産、無形資産及び投資不動産

測定方法

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上する原価モデルを採用しています。

減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法

(2) 無形資産

定額法（ただし、耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産については、償却を行わず、各年度の一定時期に減損テストを実施しています。）

(3) 投資不動産

主として定額法

6. リース

借手としてのリースの会計処理

(1)リース負債

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をNTTグループの追加借入利率^{*}を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。リース料支払は、実効金利法に基づき算定したリース負債にかかる金利の支払及びリース負債の返済として会計処理しており、連結損益計算書においては、金利の支払を金融費用として表示しています。

※ リースの計算利率が容易に算定できないため、NTTグループの追加借入利率を割引率として用いています。

(2)使用権資産

使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定しています。当初認識後、使用権資産は、開始日から耐用年数又はリース期間にわたって定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。さらに、使用権資産は、該当がある場合には、減損損失によって減額され、また特定のリース負債の再測定に際しても調整されます。なお、使用権資産のうち、投資不動産の定義を満たすものは、連結財政状態計算書上、投資不動産として表示しています。

7. 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間価値を反映した税引前の利率を用いて、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて測定しています。

NTTグループは引当金として、主に資産除去債務、ポイントプログラム引当金及びクレジット特典引当金を認識しています。

8. 確定給付負債

確定給付制度に関連して認識する負債(確定給付負債)は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付負債と資産の純額に係る再測定は数理計算上の差異及び制度資産に係る収益(利息額に含まれる金額を除く)から構成され、その他の包括利益として認識し、直ちにその累計額を「その他の資本の構成要素」から利益剰余金に振り替えています。

9. 収益

IFRS第9号に基づく利息・配当収益やIFRS第4号に基づく保険料収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスとの交換により、その権利を得ると見込む金額を収益として認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。契約獲得の増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったものです。また、履行コストとは、顧客に財又はサービスが移転する前に発生する契約を履行するためのものです。NTTグループは通信サービスにおける、工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等並びにシステムインテグレーションサービスに係るもの以外のものについてはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、認識するはずの資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

NTTグループにおいては、総合ICT事業、グローバル・ソリューション事業、地域通信事業、その他（不動産、エネルギー等）の4区分において、通信サービス、通信端末機器販売、システムインテグレーションサービス及びその他のサービスの4つのサービスを提供しています。

(1) 通信サービス

総合ICT事業において、LTE(Xi)、5G、ドコモ光、Arcstar Universal One、IP-VPN、OCN等を、地域通信事業においてフレッツ光(コラボ光※含む)、加入電話、INSネット、一般専用、高速デジタル伝送等を顧客に提供しており、サービスの利用に応じて履行義務が充足されると判断していることから、これらの利用に応じて収益を認識しています。通信サービスは一般消費者向けの場合、月次で請求しており、主にサービスを利用した月の翌月末もしくはサービスを利用した期間の1ヶ月後を支払期限としています。法人事業者向けの場合、契約により合意された時点で請求しており、主にサービスを利用した月の翌月末までにサービスの対価を回収しています。

また、通信サービスの利用に応じて進呈するポイントと引き換えに、顧客が商品購入時の支払いや通信料金への充当等が可能なポイントプログラムを提供しています。取引価格は、通信サービス及びポイントに対して、それぞれの独立販売価格の比率に基づいて配分されます。ポイントに配分された取引価格のうち、未使用部分については契約負債として「その他の流動負債」に計上し、その後のポイントの使用に従って収益として認識します。この独立販売価格の見積りには、ポイント失効の見込みやポイントの交換対象となる商品・サービスの価値等の判断を伴う仮定が含まれています。

一部の料金プランでは、料金プラン毎に定額料金の範囲内で利用可能な通信分(データ通信)を定めており、利用可能な通信分のうち当月未使用分を自動的に繰越すサービスを提供しています。これらのサービスでは、当月に使用されず、翌月以降に使用が見込まれる分の収益を繰延べ、繰越金額が使用される時点において、収益として認識しています。

工事料収入・契約事務手数料収入等の初期一括収入は繰延べ、最終顧客とのフレッツ光及び光コラボレーションモデルの見積平均契約期間にわたって収益として認識しています。

コラボ光事業者に支払った新規販売奨励金は、連結財政状態計算書の「その他の非流動資産」として繰延べ、支払時より見積平均契約期間にわたって、収益から控除しています。また、将来1年毎の契約更新時に継続利用販売奨励金として支払われる金額は、変動対価として過去の実績等に基づき見積り、当初の契約時又は直近の契約更新時から1年間にわたって収益から控除しています。

※コラボ光：NTT東日本及びNTT西日本がサービス提供事業者(コラボ光事業者)に卸提供している光アクセスサービス等。

(2) 通信端末機器販売

総合ICT事業において、通信端末機器を販売代理店等へ販売しています。NTTグループは、販売代理店等へ端末機器を引渡した時点で収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡時に、通信端末機器販売に係る収益から代理店手数料及び契約者に対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。なお、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際に12ヶ月もしくは24ヶ月の分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、NTTグループが契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、この立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しており、主にサービスを利用した月の翌月末を支払期限としています。端末機器の販売については、販売代理店等へ引渡した時点で収益として認識しているため、端末機器代金の立替え及び契約者からの資金回収は、NTTグループの収益に影響を与えません。

また、総合ICT事業における端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払いを不要とするプログラムを提供しています。当該プログラムの利用によって支払いを受けられなくなると見込む額を端末機器の販売時に収益から減額し、返金負債として「その他の流動負債」、「その

他の非流動負債」に計上しています。返金負債の見積りについては、プログラム加入者による当該プログラムの利用率や、商品の種類ごとに過去の経験等に基づいて算出した端末取替時期等を基礎数値として将来支払いを受けられないと見込む額を算定し、翌年度以降に重大な収益の戻入れが生じないように見積りを行っており、プログラム加入者の当該プログラムの利用による返却率等の仮定が含まれています。加えて、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回収する権利を連結財政状態計算書において「その他の流動資産」、「その他の非流動資産」にそれぞれ含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト(返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む)を控除した額で端末機器の販売時に測定しています。

(3) システムインテグレーションサービス

総合ICT事業及び地域通信事業においてシステム開発などを、総合ICT事業及びグローバル・ソリューション事業においてシステムインテグレーションサービスを、顧客に提供しており、工事の進捗に従って顧客に成果が移転するため、工事期間にわたり収益を認識しています。原価の発生が工事の進捗度に比例すると判断しているため、収益の認識には原価比例法を用いています。契約対価は通常、引渡時に請求し、主に請求翌日から起算して30日以内にサービスの対価を回収しています。

また、損失の発生が予測される場合の損失引当は、引渡時に見込まれる全ての収益及び費用の見積りに基づいて認識しています。これにより、給付が完了するまでの様々な段階で収益及び費用の合理的見積りが可能となります。認識された損失は、契約の進捗にしたがって見直すことがあり、その原因となる事実が判明した連結会計年度において計上されます。

(4) その他のサービス

総合ICT事業において、動画・音楽・電子書籍等の配信サービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス、及びケータイ補償サービス等のサービスを提供しています。

また、不動産事業やエネルギー事業などに関するサービスを提供しています。

NTTグループは、これらのサービスについて、引渡し完了又はサービスが提供された時点で収益を認識しています。

連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

2026年3月31日現在の連結子会社は1,026社、持分法適用会社は161社です。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(1) 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位:百万円)

顧客との契約から認識した収益	13,234,229
その他の源泉から認識した収益	1,174,892
合計	14,409,121

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づく不動産賃貸収入やリース収入、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険料収入等です。

(2) 分解した収益とセグメント収益の関連

(単位:百万円)

	外部売上高	セグメント間売上高	合計
総合ICT事業	6,146,232	311,841	6,458,073
モバイル通信サービス収入	2,435,850	11,488	2,447,338
端末機器、SI、その他収入	3,710,382	300,353	4,010,735
グローバル・ソリューション事業	4,754,653	249,961	5,004,614
システムインテグレーションサービス	4,754,653	249,961	5,004,614
地域通信事業	2,555,241	654,966	3,210,207
法人ビジネス、光ビジネス等	2,088,237	626,533	2,714,770
レガシービジネス	467,004	28,433	495,437
その他	952,995	799,604	1,752,599
合計	14,409,121	2,016,372	16,425,493

営業収益の分解については、内部管理区分を一部見直したことに伴い、新たな区分に変更しています。モバイル通信サービス収入には、旧区分における移動音声関連サービス収入及びモバイルに関連するIP系・パケット通信サービス収入が、レガシービジネスには旧区分における加入電話、INSネット、一般専用、高速ディジタル伝送等の固定音声関連サービス収入が含まれています。

NTTグループにおいては、総合ICT事業、グローバル・ソリューション事業、地域通信事業、その他（不動産、エネルギー等）の4区分において、通信サービス、通信端末機器販売、システムインテグレーションサービス及びその他のサービスの4つのサービスを提供しています。詳細については、「重要な会計方針に関する事項 9. 収益」に記載しています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報

(単位:百万円)

顧客との契約から生じた債権 (営業債権及びその他の債権)	3,188,471
契約資産(その他の流動資産)	312,866
契約負債 (その他の流動負債及びその他の非流動負債)	1,110,995

契約資産は主に、システムインテグレーションサービスについて報告日時点で顧客の支配する資産を創出しているがまだ請求していない作業に係る対価に対するNTTグループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は主に、携帯電話などの利用に伴って顧客に付与するポイントの未行使分、フレッツ光やドコモ光に係る初期工事料収入、新規契約事務手数料収入の繰延収益について、顧客から受け取った前受対価に関連するものです。契約負債は、財またはサービスが顧客に移転した時点で収益に振り替えられます。

当連結会計年度中に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、428,007百万円です。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

(単位:百万円)

履行義務の種類	当連結会計年度末	予想される充足見込時期に関する説明
通信サービスにおける工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等	463,820	概ね17年以内に充足する見込です。
システム・ソフトウェア開発などのシステムインテグレーションサービス	5,678,217	概ね4年以内に充足する見込です。
上記以外のもの(解約不能な賃貸契約における共益費、建設工事等)	352,393	解約不能な賃貸契約における共益費は概ね22年、建設工事は概ね13年、その他は概ね13年以内に充足する見込です。

残存履行義務に関して、通信サービスにおける工事料収入・契約事務手数料収入及びポイントプログラム等並びにシステムインテグレーションサービスについては、IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用せず、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務を含めています。なお、上記以外のものについては、実務上の便法を適用し、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務を含めていません。

4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

(単位:百万円)

契約獲得のためのコストから認識した資産	478,953
契約履行のためのコストから認識した資産	60,099
合計	539,052

NTTグループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行のためのコストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「その他の非流動資産」に計上しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。また、履行のためのコストは顧客に財又はサービスが移転する前に発生する契約を履行するためのものです。

NTTグループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客を獲得するために発生した販売代理店に対する手数料等であり、契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストです。契約履行のためのコストは、主に新規契約時に発生する受付事務に係る直接人件費等であり、顧客に提供するサービスに直接関連するコストです。当該契約獲得のための増分コスト及び契約履行のためのコストを資産計上する際には、顧客(契約者)の解約率等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しています。また、当該資産については、関連するサービスの見積平均契約期間に亘り償却しています。

また、契約コストから認識した資産については四半期ごとに回収可能性の検討を行っています。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、解約率等を加味した関連するサービスが顧客に提供される契約期間に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該財又はサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、NTTグループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

契約コストから認識した資産から生じた当連結会計年度における償却費は、144,269百万円であり、減損損失は生じていません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 非金融資産の評価

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、有形固定資産11,276,887百万円、使用権資産1,021,044百万円、のれん2,079,718百万円、無形資産2,872,974百万円、投資不動産1,523,792百万円が計上されています。

減損テストにおいて、回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。一部の減損テストにおける回収可能価額として、処分コスト控除後の公正価値を用いており、その評価技法として主に割引キャッシュ・フロー法を採用しています。割引キャッシュ・フロー法では、経営者が承認した将来計画を基礎とし、将来キャッシュ・フローを見積り、加重平均資本コストで割引引いて算定しており、算定の際には、永久成長率や加重平均資本コストなどの仮定が含まれ、これらの仮定が変動した場合には、減損損失が生じる可能性があります。

2. 収益の認識

NTTグループは、通信サービスを提供し、それらに関連する通信端末機器の販売等を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書には営業収益14,409,121百万円が計上されています。

通信サービス及び端末機器販売に係る収益の認識について、以下を含む見積りを行っています。

(1) 通信サービス（ポイントプログラムに係る契約負債）

通信サービスの利用に応じて進呈するポイントと引き換えに、顧客が商品購入時の支払いや通信料金への充当等が可能なポイントプログラムを提供しています。取引価格は、通信サービス及びポイントに対して、それぞれの独立販売価格の比率に基づいて配分されます。ポイントに配分された取引価格のうち、未使用部分については契約負債として「その他の流動負債」に計上し、その後のポイントの利用に従って収益として認識します。

ポイントに関する契約負債の見積りには、失効率、解約率、1ポイント当たりの価値などの仮定が含まれており、これらの仮定が変動した場合には、認識される収益の額が変動する可能性があります。

(2) 通信端末機器販売（返金負債の認識）

端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払いを不要とするプログラムを提供しています。当該プログラムの利用によって受け取れなくなると見込む額を収益から減額し、返金負債として「その他の流動負債」「その他の非流動負債」に計上しています。

返金負債は、事後的に収益の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高くなるように見積られており、プログラム加入者の当該プログラムの利用による返却率等の仮定が使用されています。そのため、これらの仮定が変動した場合には、認識される収益の額が変動する可能性があります。

3. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、繰延税金資産460,837百万円が計上されています。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、将来の課税所得により回収できる可能性が高い範囲内で認識していますが、将来の課税所得の仮定の変動に伴い、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が変動する可能性があります。

4. 確定給付負債

当連結会計年度の連結財政状態計算書には、確定給付負債714,718百万円が計上されています。

確定給付負債は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定していますが、確定給付制度債務の測定には、割引率等の仮定が含まれ、これらの仮定の変動に伴い、確定給付負債の額が変動する可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. その他の資本の構成要素には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値変動額、キャッシュ・フロー・ヘッジ、ヘッジ・コスト、確定給付制度の再測定、外貨換算調整額が含まれています。
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

(単位:百万円)

	連結財政状態計算書計上額
現金及び現金同等物	14,137
銀行業の貸出金	2,445,959
銀行業の有価証券	367,489
その他の金融資産	127,106
営業債権及びその他の債権	49,718
有形固定資産	97,314
無形資産	20,373
投資不動産	77,559
その他の非流動資産	3,458
その他	1,461
合計	3,204,574

- (2) 担保に係る債務

(単位:百万円)

	連結財政状態計算書計上額
その他の流動負債	2,542
その他の金融負債 ^{※1}	211,319
短期借入金 ^{※2}	714,489
社債	100
長期借入金 ^{※3}	778,869
合計	1,707,319

※1 銀行業を営む子会社の担保に対応する債券貸借取引受入担保金が概ねを占めています。

※2 銀行業を営む子会社の担保に対応する借入金が概ねを占めています。

※3 長期借入金には1年以内に返済予定のものを含めて表示しています。

3. 保証債務等	1,462,189百万円
4. 資産から直接控除した損失評価引当金	
営業債権及びその他の債権	119,212百万円
銀行業の貸出金	3,326百万円
その他の金融資産	23,294百万円

5. 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	連結財政状態計算書計上額
電気通信機械設備	11,592,433
電気通信線路設備	17,404,778
建物及び構築物	6,429,787
機械、工具及び備品	3,819,435
土地	1,038,417
建設仮勘定	1,032,049
小計	41,316,899
減価償却累計額及び減損損失累計額	△30,040,012
有形固定資産合計	11,276,887

6. 使用权資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	641,790百万円
7. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	533,097百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 90,550,316,400株

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会 ^{※1}	普通株式	215,210	2.6	2025年3月31日	2025年6月20日
2025年11月4日 取締役会 ^{※2}	普通株式	218,753	2.65	2025年9月30日	2025年11月28日

※1 配当金の総額には役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金90百万円が含まれています。

※2 配当金の総額には役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金84百万円が含まれています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月8日 取締役会 ^{※3}	普通株式	利益剰余金	215,940	2.65	2026年 3月31日	2026年 6月1日

※3 配当金の総額には役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金84百万円及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金84百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

NTTグループは、経営活動を行う過程において、主に下記2に記載の金融商品を保有しており、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・市場リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、NTTグループでは、主要な財務上のリスク管理の状況について、NTTグループの経営陣に報告しています。

NTTグループは、市場リスクを軽減するためリスク管理方針を制定し、先物為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引などのデリバティブ取引を行っています。NTTグループにおいては、投機目的でデリバティブ取引を行うことはありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(単位:百万円)

	連結財政状態 計算書計上額 ^{※2}	公正価値 ^{※2}	差額
償却原価で測定する金融資産・金融負債			
銀行業の貸出金	10,870,387	10,845,182	25,205
長期借入債務 (1年以内返済又は償還予定の残高を含む)	(13,294,226)	(12,974,488)	319,738
公正価値で測定する金融資産・金融負債			
銀行業の有価証券	947,760	947,760	—
その他の金融資産(流動・非流動)			
出資金	132,817	132,817	—
持分証券	1,494,342	1,494,342	—
金銭の信託	187,042	187,042	—
その他の金融資産・その他の金融負債 (流動・非流動)			
デリバティブ ^{※1}	696,339	696,339	—

※1 デリバティブ取引に係る正味の資産・負債を純額で表示しています。

※2 負債となる項目については、() で示しています。

(注) 概ね公正価値に相当する金額で記帳されている現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、短期借入債務、営業債務及びその他の債務、銀行業の預金、未払人件費等は、上表には含まれておりません。

3. 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

資産及び負債の公正価値の測定に使用される仮定(インプット)は、その観察可能性に応じて3つのレベルに区分し、観察可能性の最も高いインプットから優先して評価技法に用いることとされています。NTTグループは公正価値の測定に使用される仮定(インプット)を以下の3つのレベルに区分しており、レベル1を最高の優先度としています。

- ・レベル1
企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における無調整の相場価格
- ・レベル2
活発な市場における類似資産及び負債の市場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産及び負債の市場価格等、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの
- ・レベル3
資産又は負債についての観察不能なインプット

また、これらのレベル間の振替は、各四半期の期末時点で発生したものと認識しています。

(1) 公正価値で測定されない金融商品の公正価値

公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額及び見積公正価値

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産:					
銀行業の貸出金	10,870,387	—	—	10,845,182	10,845,182
金融負債:					
長期借入債務 (1年以内返済又は 償還予定の残高を含む)	13,294,226	—	12,974,488	—	12,974,488

上記の項目を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。また、各項目の評価技法は以下の通りです。

(i) 銀行業の貸出金

貸出金の種類、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計を算出し、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて測定しています。

(ii)銀行業の預金

預金のうち、要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(iii)長期借入債務(1年以内返済又は償還予定の残高を含む)

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利債務を除き、NTTグループにおける同種の負債の新規借入利回りを使用した割引率で将来キャッシュ・フローを割引く方法により、測定されています。

(2) 公正価値の測定

公正価値で測定している資産及び負債

(単位:百万円)

区分	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産:				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	602	47,775	84,440	132,817
銀行業の有価証券	3,751	55,371	—	59,122
デリバティブ金融資産				
ヘッジ会計を適用しているもの	—	719,373	—	719,373
ヘッジ会計を適用していないもの	—	63,056	—	63,056
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
持分証券	1,317,703	—	176,639	1,494,342
金銭の信託	187,042	—	—	187,042
銀行業の有価証券	518,690	369,948	—	888,638
合計	2,027,788	1,255,523	261,079	3,544,390
金融負債:				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融負債				
ヘッジ会計を適用しているもの	—	14,005	—	14,005
ヘッジ会計を適用していないもの	—	72,085	—	72,085
合計	—	86,090	—	86,090

重要なレベル間の振替はありません。

経常的に公正価値で測定されるレベル3の資産及び負債の調整表

(単位:百万円)

区分	期首残高	利得/(損失)		購入等による増加	売却等による減少	その他の増減	期末残高	期末で保有する資産に関連する報告期間中の利得/(損失)
		当期利益	その他の包括利益					当期利益
金融資産:								
出資金	72,284	6,437	—	10,808	△4,379	△710	84,440	7,760
持分証券	148,260	—	726	35,593	△3,638	△4,302	176,639	—

(注1)「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの(への)振替による増減が含まれています。

(注2)「当期利益」に含まれる利得又は損失は、連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に含まれています。

金融商品に関する公正価値の評価技法

連結財政状態計算書上、公正価値で測定される金融商品のうち、レベル2及びレベル3に分類される金融商品の公正価値測定に用いられる評価技法は以下のとおりです。

(i)負債証券

負債証券は社債等であり、その公正価値は、金融機関等の独自の価格決定モデルに基づき、信用格付けや割引率などの市場で観察可能な基礎条件を用いて測定しています。

(ii)銀行業の有価証券

銀行業の社債や地方債、短期社債は算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2に分類しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

(iii)貸付金

貸付金の公正価値は、主に同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて測定しています。

(iv)デリバティブ

デリバティブは、主に為替予約、通貨スワップ契約及び金利スワップ契約で構成されています。為替予約の公正価値は、為替レートなどの市場で観察可能な基礎条件に基づいて測定しています。通貨スワップ契約及び金利スワップ契約の公正価値は、金利指標や為替レートなどの市場で観察可能な基礎条件を使用し、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって測定しています。

(v)持分証券及び出資金

持分証券及び出資金の公正価値は、インプットの合理的な見積りを含め投資先の状況に適合する評価モデルを適切なプロセスを経て選択しています。その結果、これらの公正価値の測定に際しては、主に修正純資産法により測定しています。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項
NTTグループは、賃貸オフィスビル等を有しています。
2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位:百万円)

連結財政状態計算書計上額 ^{※1}	公正価値 ^{※2}
1,523,792	3,080,454

- ※1 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
- ※2 公正価値は、主として独立した不動産鑑定の特門家による評価額であり、割引キャッシュ・フロー法による評価額又は観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり株主資本	119円47銭
基本的1株当たり当期利益	12円61銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり株主資本の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

その他の注記

1. 役員報酬における業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）

(1) 取引の概要

NTTグループは、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲を高めること、当社株保有の促進により株主との利益共有を一層進めることを目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しています。

本制度は、株式報酬の原資となる金銭を拠出した信託を設定し、信託が同金銭を原資として取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて交付する制度です。

(2) 本信託が保有する当社の株式

本信託が保有する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、4,160百万円、31,611,838株であり、連結財政状態計算書上、「自己株式」として処理しています。

2. 売却目的で保有する資産

データセンター資産保有会社株式の売却

(1) 概要

NTTデータグループは、NTT DC REIT Manager Pte. Ltd.が運用を担当する不動産投資信託「NTT DC REIT」をシンガポール証券取引所に上場し、連結子会社が保有するデータセンター資産保有会社株式の一部を当該REITに売却するとともに受益証券の一部を取得しております。

(2) 会計処理及び連結計算書類への影響

グローバル・ソリューション事業セグメントに含まれているデータセンター資産保有会社株式の譲渡に関連する資産及び当該資産に直接関連する負債は、前連結会計年度において、1年以内の売却に向けた手続を実施することを意思決定し、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として分類していましたが、当連結会計年度において売却が完了しています。当該取引によるグローバル・ソリューション事業セグメントにおける売却益129,451百万円は、当連結会計年度の連結損益計算書における営業利益に含めて計上しており、受取対価の総額は222,159百万円です。また、受取対価のうち、現金及び現金同等物で構成される部分は184,291百万円です。売却時における資産及び負債の内訳は、下記のとおりです。

(単位:百万円)

勘定科目	
(資産の部)	
現金及び現金同等物	4,307
営業債権及びその他の債権	5,568
有形固定資産	83,635
その他	1,056
合計	94,566

勘定科目	
(負債の部)	
営業債務及びその他の債務	3,819
その他	2,760
合計	6,579

3. 非支配持分との資本取引

NTTデータグループの完全子会社化について

当社は、2025年5月8日付の取締役会において、NTTデータグループの普通株式（当社が所有するNTTデータグループ株式及びNTTデータグループが所有する自己株式を除く。以下、「NTTデータグループ株式」）を対象とする、金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、NTTデータグループ株式の全てを取得することにより、NTTデータグループを当社の完全子会社とすることを目的とした一連の取引を以下のとおり実施しました。

公開買付け

2025年5月8日、当社は、NTTデータグループ株式を公開買付けにより取得することを決定し、2025年5月9日から2025年6月19日にかけて、NTTデータグループ株式を1兆3,472億円で取得しました。この結果、当社のNTTデータグループに対する所有持分は57.73%から81.75%に上昇しました。

株式併合

NTTデータグループは、2025年7月24日開催の取締役会において、NTTデータグループの株主を当社のみとするために、NTTデータグループ株式256,029,428株を1株に併合する株式併合を臨時株主総会に付議することを決議し、2025年8月29日の同社の臨時株主総会で原案どおり決議されました。これを踏まえて、当社のNTTデータグループに対する所有持分を100%として会計処理を実施しています。

これら一連のNTTデータグループ株式の追加取得に伴う「非支配持分との取引」の概要は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)
取得した非支配持分の帳簿価額	797,321
売渡対価（注1）	2,368,349
親会社の所有者に帰属する持分の減少（注2）	△1,571,028

(注) 1 売渡対価には取引コストを含めていません。

2 取得した非支配持分の帳簿価額と対価との間に生じた差額により資本剰余金が負の値になる部分については、利益剰余金から減額しています。

資金の確保

当社グループは、一連の取引に要する資金を確保するために、2025年5月8日の当社の取締役会の決定に基づき、金融機関より総額2兆3,800億円の範囲に必要な借入を行っています。

4. 企業結合

住信SBIネット銀行株式会社の取得

(1) 概要

NTTグループは、2025年5月29日に開催されたNTTドコモの取締役会において、住信SBIネット銀行株式会社（以下、「対象者」）の普通株式（以下、「対象者株式」）を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下、「本公開買付け」）により取得すること、及び対象者との間で業務提携契約を締結することを決定しました。

本公開買付けについては2025年7月10日に成立し、対象者株式を1,826億円で取得しました。また、対象者の非公開化等の一連の取引の結果、NTTドコモの対象者に対する議決権比率は50.00%となりました。

株主間契約の締結及び対象者の非公開化等の一連の取引の結果、2025年10月1日付で、対象者はNTTドコモの連結子会社となりました。

本取得は、銀行業務全般についてのノウハウ・技術等のケイパビリティを獲得し、スマートライフ領域における金融ビジネスを拡大することを目的としています。

本公開買付けを含む取得対価は4,200億円であり、対価は現金です。

(2) 取得資産、引受負債、非支配持分及びのれん

取得日時点における取得資産、引受負債、非支配持分及びのれんの金額は以下のとおりです。
のれんは、超過収益力及び既存事業とのシナジー等から発生しています。

(単位：百万円)

	取得日時点
流動資産	
銀行業の貸出金 ^{※1}	580,936
その他	2,019,135
非流動資産	
銀行業の貸出金 ^{※1}	9,275,791
銀行業の有価証券	613,079
その他	383,774
取得資産 合計	12,872,716
流動負債	
銀行業の預金	10,495,302
その他	516,599
非流動負債	
銀行業の預金	509,331
その他	1,113,097
引受負債 合計	12,634,329
取得純資産 合計	238,386
非支配持分 ^{※2}	△81,506
のれん	263,079
合計	419,959

※1 取得した「銀行業の貸出金」の公正価値9,856,727百万円について、契約金額の総額は9,992,728百万円であり、回収不能見込額は3,753百万円です。

※2 非支配持分は、被取得企業の識別可能純資産に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

(3) 取得日以降の収益及び純損益

取得日以降に生じた売上高および当期利益はそれぞれ92,378百万円および12,010百万円です。

(4) 企業結合が期首に行われたと仮定した場合の収益及び純損益（非監査情報）

当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の影響額は、重要性がないため開示していません。

5. のれんの減損

グリーンパワーインベストメントののれんについて減損テストを実施した結果、当連結会計年度において減損処理を実施することとしました。これにより、連結損益計算書上の減損損失—のれんに51,441百万円の損失を計上しております。資金生成単位の回収可能価額は割引キャッシュ・フロー法により測定しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	674
売掛金	4,937
貯蔵品	181
前渡金	2,189
短期貸付金	288,000
未収入金	52,988
その他	6,447
流動資産合計	355,415
固定資産	
有形固定資産	
建物	68,004
構築物	4,780
機械装置及び運搬具	327
工具、器具及び備品	27,729
土地	27,746
リース資産	68
建設仮勘定	943
有形固定資産合計	129,597
無形固定資産	
ソフトウェア	18,439
その他	288
無形固定資産合計	18,727
投資その他の資産	
投資有価証券	1,102,167
関係会社株式	12,441,856
その他の関係会社有価証券	41,056
出資金	20
関係会社出資金	5,973
関係会社長期貸付金	790,000
前払年金費用	3,920
その他	3,636
投資その他の資産合計	14,388,627
固定資産合計	14,536,952
資産合計	14,892,367

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	
買掛金	230
1年内返済予定の長期借入金	5,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	762,154
短期借入金	852,508
リース債務	23
未払金	61,624
未払費用	20,786
未払法人税等	573
前受金	691
預り金	500
その他	12
流動負債合計	1,704,101
固定負債	
長期借入金	250,614
関係会社長期借入金	5,842,238
リース債務	53
繰延税金負債	164,947
退職給付引当金	37,534
資産除去債務	1,827
その他	5,333
固定負債合計	6,302,545
負債合計	8,006,647
純資産の部	
株主資本	
資本金	937,950
資本剰余金	
資本準備金	2,672,826
その他資本剰余金	15
資本剰余金合計	2,672,841
利益剰余金	
利益準備金	135,333
その他利益剰余金	4,054,771
繰越利益剰余金	4,190,104
利益剰余金合計	4,190,104
自己株式	△1,343,643
株主資本合計	6,457,252
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	428,468
評価・換算差額等合計	428,468
純資産合計	6,885,720
負債・純資産合計	14,892,367

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	1,006,839	
グループ経営運営収入	20,100	
基盤的研究開発収入	117,000	
その他の収入	11,749	1,155,687
営業費用		
管理費	43,831	
試験研究費	105,938	
減価償却費	23,385	
固定資産除却費	843	
租税公課	4,560	178,556
営業利益		977,131
営業外収益		
受取利息	9,111	
物件貸付料	8,970	
雑収入	1,727	19,808
営業外費用		
支払利息	73,850	
関係会社株式評価損	9,500	
物件貸付費用	5,233	
組合出資損失	5,576	
雑支出	1,358	95,517
経常利益		901,422
税引前当期純利益		901,422
法人税、住民税及び事業税	△21,738	
法人税等調整額	1,212	△20,527
当期純利益		921,948

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	937,950	2,672,826	15	2,672,841	135,333	3,566,786	3,702,119	△1,139,170	6,173,740	289,242	289,242	6,462,982
当期変動額												
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△433,963	△433,963	-	△433,963	-	-	△433,963
当期純利益	-	-	-	-	-	921,948	921,948	-	921,948	-	-	921,948
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△204,890	△204,890	-	-	△204,890
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	417	417	-	-	417
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	139,226	139,226	139,226
当期変動額合計	-	-	0	0	-	487,985	487,985	△204,473	283,512	139,226	139,226	422,739
当期末残高	937,950	2,672,826	15	2,672,841	135,333	4,054,771	4,190,104	△1,343,643	6,457,252	428,468	428,468	6,885,720

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ア) 市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)
 - イ) 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっています。
なお、主な耐用年数については以下のとおりであり、残存価額は実質残存価額によっています。
建物 4～56年
工具、器具及び備品 3～26年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしています。
なお、当事業年度においては、引当金の計上はありません。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し

ています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しています。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、基盤的研究開発収入です。当社は、グループの基盤的研究開発を一元的に行っており、当社の基盤的研究開発の成果を継続的に利用する契約を子会社と締結しています。当該契約については、当社の子会社に対し基盤的研究開発に関わる包括的な役務を提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、基盤的研究開発の成果を利用する契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっています。ただし、為替予約等については振当処理を適用しており、また、金利スワップ取引のうち、「金利スワップの特例処理」(金融商品に関する会計基準注解(注14))の対象となる取引については、当該特例処理を適用しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	334,594百万円
2. 保証債務	
次のとおり債務保証を行っています。	
(1) 子会社の社債発行	
NTTファイナンス株式会社	1,662,750百万円
(2) 子会社の電力受給契約	
NTTアノードエナジー株式会社	94,468百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	338,256百万円
長期金銭債権	1,359百万円
短期金銭債務	882,500百万円
長期金銭債務	2,353百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	141,624百万円
営業費用	68,264百万円
営業取引以外の取引による取引高	97,945百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	9,063,346,225株

(注) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式は、上記自己株式には含まれていません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。

なお、繰延税金資産においては、評価性引当額201,657百万円を控除しています。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NTT東日本 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の貸付(注1)	100,000	短期貸付金	38,000
				利息の受取(注1)	1,802	関係会社 長期貸付金 流動資産その他	260,000 409
子会社	NTT西日本 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の貸付(注1)	250,000	短期貸付金	250,000
				利息の受取(注1)	5,614	関係会社 長期貸付金 流動資産その他	530,000 1,766
子会社	NTTファイナンス 株式会社	所有 直接100%	株主としての 権利行使・助 言・あっせん その他の援助	資金の借入(注2)	3,897,322 (注3)	1年内返済予定の 関係会社 長期借入金 短期借入金	762,154 852,508
				利息の支払(注2)	69,001	関係会社 長期借入金 未払費用	5,842,238 16,774
				債務保証 (注4)	1,662,750	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、当社の資金調達条件と同一としています。なお、担保は受け入れていません。
- (注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は提供していません。
- (注3) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)からの借入において、日々の運転資金見合いの取引金額については、事業年度中の平均残高を記載しており、その他の借入による取引金額については、総額を記載しています。
- (注4) NTTファイナンス株式会社の社債発行につき、債務保証を行っています。なお、保証料は受領していません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	84円57銭
1株当たり当期純利益	11円21銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

その他の注記

役員報酬における業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)

1. 取引の概要
取引の概要については、連結注記表「その他の注記 1. 役員報酬における業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)」に記載しています。
2. 本信託が保有する当社の株式
本信託が保有する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において、4,160百万円、31,611,838株であり、貸借対照表上「自己株式」として処理しています。

NTTデータグループの完全子会社化について

当社は、2025年5月8日付の取締役会において、NTTデータグループの普通株式(当社が所有するNTTデータグループ株式及びNTTデータグループが所有する自己株式を除く。以下、「NTTデータグループ株式」)を対象とする、金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、NTTデータグループ株式の全てを取得することにより、NTTデータグループを当社の完全子会社とすることを目的とした一連の取引を以下のとおり実施しました。

公開買付け

2025年5月8日、当社は、NTTデータグループ株式を公開買付けにより取得することを決定し、2025年5月9日から2025年6月19日にかけて、NTTデータグループ株式を1兆3,472億円で取得しました。この結果、当社のNTTデータグループに対する所有持分は57.73%から81.75%に上昇しました。

株式併合

NTTデータグループは、2025年7月24日開催の取締役会において、NTTデータグループの株主を当社のみとするために、NTTデータグループ株式256,029,428株を1株に併合する株式併合を臨時株主総会に付議することを決議し、2025年8月29日の同社の臨時株主総会で原案どおり決議されました。また、本株式併合により生じた1株未満の端数株式取得対価として、1兆241億円を支払っております。これを踏まえて、当社のNTTデータグループに対する所有持分を100%として会計処理を実施しています。

これら一連のNTTデータグループ株式の追加取得に伴い取得した株式は、関係会社株式に計上していません。

資金の確保

当社は、一連の取引に要する資金を確保するために、当社の子会社であるNTTファイナンス株式会社より借入を行いました。

以 上

監査報告

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

NTT株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野中浩哲
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂寄 圭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTT株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「その他の注記」の「NTTデータグループの完全子会社化について」に記載されているとおり、会社は、株式会社NTTデータグループを完全子会社とすることを目的とした一連の取引を実施した。また、会社は当該一連の取引に要する資金を確保するために、子会社より必要な借入を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための応答を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上